5　出資比率	取得前、一任運用前又は処分前	％	取得後、一任運用後又は処分後	％
6　議決権比率	取得前、一任運用前又は処分前	％ （うち受任分　％）	取得後、一任運用後又は処分後	％ （うち受任分　％）
7　その他の事項				

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権又は議決権行使等権限の取得及び取得した株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「7　その他の事項」欄に記入すること。

8　「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

9　「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

10　「5　出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「4　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される

6　その他の事項	

（記入要領）

1　本報告書は、発行会社の別に記入し、株式若しくは持分の取得及び取得した株式若しくは持分の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「6　その他の事項」欄に記入すること。

5　「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

6　「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

7　「4　出資比率」欄中「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、株式又は持分の取得及び取得した株式又は持分の処分に関する報告にあっては、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の出資比率を記入し、株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分に関する報告にあっては、本報告書で報告される直前の報告者がする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した発行会社に対する報告者の出資比率又は報告者がする株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

8　「5　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第5号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「3　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「5　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、